

# CURES

## NEWSLETTER

地域経済  
ニュースレター

1998. 5. 25 No.47

### 巻頭言

## 金融不安と公的資金投入

宮田 美智也

去る2月16日に金融システム（信用制度）の安定化を目的として、改正預金保険法と金融機能安定化緊急措置法の2法が成立した。前者は預金者保護のために、預金保険機構に7兆円の国債を交付し、10兆円までの借り入れ（日銀融資）に政府保証を与えることを謳い、旬日を置かず施行された。後者は銀行の自己資本増強のために、その発行する優先株や劣後債などを預金保険機構（実際には、その委託を受けた整理回収銀行）が買い取ることとし、そのために預金保険機構に対し3兆円の国債を交付し、10兆円までの借り入れに

対し政府保証を与えるというものである。この場合は、銀行は優先株その他の買取を預金保険機構に申請しなければならず、その内容（発行額や発行条件など）や健全化計画、過去の業績などをその機構内に設けられた金融危機管理審査委員会が審査するという手順が踏まれる。3月5日、大手銀行と1部の地銀など合計21行がそのような申請を行い、月末にはそれぞれ自己資本の増強を果たした。

日本における金融システム安定のための公的資金投入策は、段階的変化を遂げたと言うことができる。1965年証券恐慌の際には、日

- 巻頭言 .....宮田 美智也
- CURES Report  
Continuities and Discontinuities in modern German and Japanese History. Some preliminary remarks (I) .....Sven Saaler
- CURES Salon  
ドイツ人店員は「不親切」? .....西嶋 義憲
- 地域経済文献情報

金沢大学経済学部

銀の特別融資だけでその目的は果たせたのだが、(住専処理の際に見せつけられたように) 90年代になると、その上にさらに財政資金の動員が必要とされるようになったのである。

そこで、問われるべきはもはや公的資金投入それ自体の是非ではなく、その投入の仕方の当否ということになる。以下、紙幅の許す限りで、それを考えてみよう。1200兆円に上ると言われる巨額の個人金融資産残高の存在に注目する必要がある。

金融資産とは利子(配当を含めて)請求権にはかならない。利子請求権というのは剰余価値(利潤)に対しその再配分を求める権利である。つまり、金融資産の他方には金融負債があり、後者は前者に対し利子を支払う義務があるのだが、そのためにはそれは現実資本に転化し、剰余価値を生まねばならないのである。90年代を掩う長期的な不況は、剰余価値の実現がはかばかしくない(現実資本が過剰)ということと同時に、その一部を金融資産に対し利子として支払う能力が低下している(貨幣資本が過剰)ということを含意している。金融システムの不安定(不良債権の大量化)と個人金融資産の大量化は対応する関係にあることがわかる。不良債権の処理とは個人金融資産を反古にすることなのであり、そしてそれができるならば、金融システムの安定は回復するであろう。

しかし、政治的に見て、個人金融資産の切り捨てはできない。そこで、その存在は前提し、財政資金の投入が図られたわけである。しかしながら、個人金融資産はじつはこの間ひそやかに切り捨てられてきているのである。超低金利政策は銀行に対し利鞘の確保を保障し、一定程度とはいえ、不良債権の処理に貢献しているはずだからである。

そこで、見逃せないのが次の事実である。

公的資金の投入を仰がねば信用不安を一掃できず、大量の不良債権を抱えている銀行が、株主に対し配当を続けているということである。利潤が上がっているのだから、配当をするのは株式会社としては当然である。しかし、それは通常の場合である。前述のように、個人金融資産は超低金利政策によってその権利の一部切り捨てを強いられているのである。公的資金の投入を申請した銀行は貸金の切り下げや役員数の削減などのリストラ策の推進を表明しているのだが、それはごく当たり前のことである。その上でさらに投入の条件とされるべきであったのは、投入された公的資金の返済(証券の買戻・償却)が終わるまでの期間は、配当原資たるべき利潤はすべて不良債権の処理に当て、無配を続けさせるという策なのであった。

そうすると、おそらく株主代表訴訟が起されるであろう。公的資金に頼らずとも、自力で不良債権問題を処理しようと見られる一部の有力銀行の場合、とくにありうることである。そこで、大手銀行がいっせいに申請に踏み切るという事態も避けられ、横並びというこれまでの銀行経営の無責任体制にも風穴をあける機会になったと考えられる。もっとも、それは一部銀行の破綻を招来し、一時的に混乱を引き起こすことが予想されるが、それを避けてはならなかったであろう。そのような意味で、自民党及び大蔵省の意に沿ったこの度の公的資金の横並び的導入は、銀行経営に緊急避難的に安定をもたらすかもしれないとしても、その失敗として歴史に残るのではないか。10年後、大手銀行の中ではたして何行が国際銀行業務を続け、今のままの名で存続しているか、はなはだ心もとない。

(金沢大学経済学部長)